

安芸国有林の地域別の森林計画書

(第一次変更)

(安芸森林計画区)

計画期間 自 令和 5 年 4 月 1 日
至 令和 15 年 3 月 31 日

【令和 6 年 12 月変更】

四 国 森 林 管 理 局

【変更理由】

次の理由から森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 7 条の 2 第 3 項により準用する法第 5 条第 5 項に基づき、以下のとおり変更するものである。

なお、本変更計画は、令和 7 年 4 月 1 日に効力を生じる。

【変更理由】

保安林機能の回復に必要な治山事業を行うため、治山事業を追加する

【変更項目】

Ⅱ 計画事項

第 5 計画量等

5 保安林の整備及び治山事業に関する計画

（3） 実施すべき治山事業の数量

(3) 実施すべき治山事業の数量

単位：地区

森林の所在		治山事業施行地区数		主な工種	備 考
市町村	区 域		前半5カ年の計画		
安芸市	[1、2]、[3～5]、[10、11]、 [12～15]、[25～30]、[31]、 [32～39]	7	7	溪間工、山腹工、 本数調整伐	
北川村	[1001～1005]、 [1021～1031、1034～1040]、 [1043～1047]、[1101～1114]、 [1115～1120]、[1121～1128]、 [1129～1132]、[1146～1154]、 [2003～2009]、 [2001、2002、2075～2082]、 [2083～2086]	11	11	溪間工、山腹工、 本数調整伐	
奈半利町	[1014～1020]	1	1	溪間工、山腹工、 本数調整伐	
東洋町	[1121～1128]	1	1	溪間工、山腹工	
安田町	[2244]	<u>1</u>	<u>1</u>	保安林の整備	
馬路村	[2010～2012]、[2014～2017]、 [2018～2023]、[2024～2028]、 [2029～2035]、[2036～2050]、 [2051～2053]、[2054～2060]、 [2061～2064、2067～2074]、 [2087～2090]、[2091～2097]、 [2098～2100]、[2107～2110]、 [2120～2128]、[2201～2203]、 [2209～2214]、[2220～2231]、 [2232～2237]	<u>18</u>	<u>18</u>	溪間工、山腹工、 本数調整伐	
計		<u>39</u>	<u>39</u>		

(注) 1 事業は、林班の一部で実施するものである。

2 区域には、地区単位ごとに〔 〕で括った林班名を記載。